

要 望 書

全国市議会議長会は、平成30年度の重点要望を別記のとおり決定いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成29年11月

全国市議会議長会

会 長 山 田 一 仁

(札幌市議会議長)

全国市議会議長会国会対策委員会

委員 長 新 藤 信 夫

(さいたま市議会議長)

全国市議会議長会地方行政委員会

委員 長 三 輪 正 善

(関市議会議長)

全国市議会議長会地方財政委員会

委員 長 小 川 眞 和

(福山市議会議長)

目 次

地方創生及び地方分権改革の推進について	1
地方税財源の充実確保について	3
防災・減災対策の充実強化について	5
東日本大震災からの復旧・復興について	7
地方議会議員の厚生年金への加入について	10

地方創生及び地方分権改革の推進について

我が国が将来にわたり活力ある社会を維持し、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保していくためには、地方創生の推進が不可欠である。

国が、新たな施策により地方創生の取組を深化・加速化する中、地方は、それぞれが策定した地方版総合戦略等に基づき、地方の創意工夫を活かした施策を進めているが、地方創生に係る事業を円滑に実施するためには、必要な財源を継続的に確保することが極めて重要である。

また、その推進に当たっては、国及び地方がそれぞれの役割分担を踏まえつつ、相互に連携を図りながら、一体となって課題に取り組むことが重要であるとともに、その基盤となる地方分権改革の更なる推進が不可欠である。

よって、国においては、地方創生及び地方分権改革の推進に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方創生の推進

- (1) 地方が自主性・主体性を最大限発揮して継続的に地方創生に取り組めるよう、平成29年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充・継続すること。
- (2) 「地方創生推進交付金」については、長期にわたり施策が展開できるよう継続的なものとし、総額の確保を図るとともに、事業申請に係る手続を簡素化すること。

また、地方創生関連補助金等については、要件の緩和など弾力的な取扱いを図ること。

平成30年度概算要求において創設が盛り込まれた産官学連携による人材育成や産業振興を支援する「地方大学・地域産業創生交付金」については、所要額を確保するとともに、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を図ること。

- (3) 地方大学は、地域の将来を支える人材や産業の育成に大きく貢献し、地方創生にとって重要な役割を担っていることから、地方が行う地方大学振興のための諸事業に対し、財政支援措置を講じるなど、地方大学等の運営基盤を充実すること。

2 地方分権改革の推進

- (1) 地方分権改革については、地方分権改革推進委員会の累次にわたる勧告に基づき着実に進展してきているところである。現在は、4年目を迎える提案募集方式により、地方からの具体的な提案が提出され、検討が進められている。

今後も、地方からの提案の実現に向けて積極的に検討・採用を行うとともに、地方が自主的・主体的な取組を行うことができるよう、「従うべき基準」の参酌すべき基準化を含めた更なる義務付け・枠付けの見直し、国から地方及び都道府県から基礎自治体への更なる事務・権限の移譲を行うこと。

なお、事務・権限の移譲等に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題については、地方の自主性・主体性を十分踏まえ、対応すること。

- (2) 地方分権改革の進展により、地方議会の役割は一層重要性を増していることから、議会の自主性・自律性をより高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しを図ること。

地方税財源の充実確保について

今日の地方自治体においては、急速に進行する少子・高齢化に対応した福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策をはじめ、活力ある地域社会の実現のための地方創生の推進など、様々な行政課題に対する財政需要は増加の一途にある。

このような中、住民に身近な行政サービスの担い手である地方自治体が、今後も安定的に行政サービスを提供するためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、平成30年度税制改正・地方財政対策に当たり、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 平成30年度地方財政対策

- (1) 社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、地域経済の振興など地域の活性化対策に的確に対応するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること。
- (2) 地方創生の推進、人口減少対策、地域経済・雇用対策等への取組を確かなものとするためにも、必要な歳出を別枠で地方財政計画に計上するなど、地域の実情を踏まえた措置を引き続き講じること。
- (3) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方の財源不足の補てんについては、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。
- (4) 地方自治体では独自に行政改革に取り組みながら、不測の事態による税収減や災害等に備えて基金を積み立てているところであり、単に地方の基金残高が増加していることをもって地方財政計画の歳出の削減は行わないこと。
- (5) 公共施設等適正管理推進事業費については、個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、引き続き十分

な財源を確保するとともに、公共施設等適正管理推進事業債の期限を延長すること。

2 平成30年度税制改正

- (1) 地方財政の財源が大幅に不足している現状に鑑み、今後とも地方税制の拡充強化に努めること。
その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 消費税・地方消費税率の引上げが再延期されたことにより、地方が進める社会保障施策の充実に向けた取組に支障が生じることがないように、国の責任において必要な財源を確保すること。
また、消費税・地方消費税率10%時の増収分の使途を見直す場合には、地方行財政に大きく関わることから、地方と十分協議すること。
- (3) 固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であることから、その安定的確保を図ること。また、償却資産に係る固定資産税については、現行制度を堅持すること。
- (4) 自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討に当たっては、地方財政に影響を与えないよう安定的な財源を確保すること。
- (5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の財政需要に対応した貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (6) 森林環境税（仮称）の創設に向けた総合的な検討に当たっては、市町村の意見を十分に踏まえ、市町村が森林整備等において果たす役割を明確にしつつ、安定的に財源を確保できる仕組みを構築すること。

防災・減災対策の充実強化について

近年、我が国では、東日本大震災、平成28年熊本地震、鳥取県中部地震をはじめ、集中豪雨・土砂災害、火山噴火等、大規模な自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもたらしている。昨年12月には、新潟県糸魚川市市街地での大規模な火災も発生し、本年7月には、九州北部豪雨災害に見舞われた。また、南海トラフ地震、首都直下地震の発生の切迫性が指摘されているところである。

こうした災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、ハード面・ソフト面の様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務となっている。

よって、国においては、防災・減災対策の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地震・津波・火山防災対策の充実強化

- (1) 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」、「災害対策基本法」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」、「首都直下地震対策特別措置法」等に基づく施策の着実な推進を図るとともに、地方自治体の負担軽減措置を拡充すること。
- (2) 地震、津波及び火山噴火による被害を最小限にするため、観測・監視体制の強化を図ること。

2 台風・集中豪雨対策等の充実強化

- (1) 頻発する台風や集中豪雨などによる被害を防止・軽減するため、ハード・ソフト対策を連携させた水害・土砂災害対策の推進を図ること。
- (2) 台風・集中豪雨等による被害を防止・軽減するため、気象観測体制の強化を図ること。

3 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援

地方自治体が計画的にインフラの防災・減災対策、老朽化対策等の事業を執行できるよう、防災・安全交付金の所要額の確保など十分な支援措置を講じること。

4 災害復旧・復興支援対策の充実強化

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興対策に万全を期すため、災害復旧・復興事業に要する経費の地方負担に対する支援措置の充実強化を図ること。
- (2) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害救助法に基づく支援及び被災者生活再建支援制度等の拡充を図ること。

5 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

6 消防防災体制の充実強化

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

東日本大震災からの復旧・復興について

東日本大震災の発生から6年7か月が経過した。被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、被災者の生活再建、地域産業の再生や公共施設の復旧等に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による健康問題や農水畜産物の汚染への対応等、解決すべき困難な課題が山積している。

このような中、国は、種々の支援策の実施により被災地の復旧・復興に尽力されているところであるが、復興の進捗に遅れが生じないよう、被災地の要望をより一層丁寧に酌み取り、被災地の立場と視点に立った迅速かつ柔軟な対応を講じていくことが重要である。

よって、国においては、一日も早い被災地全体の復旧・復興の実現に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 東日本大震災からの早期復旧・復興

- (1) 復旧・復興事業予算及び震災復興特別交付税等の所要額を確保するとともに、被災地の実情に応じた復興交付金の柔軟な運用を図るなど、復興事業が完了するまでの間、継続的な措置を講じること。

また、平成28年度より生じている一部の復興事業に対する地方負担額を引き続き最小限にとどめるよう配慮すること。

- (2) 被災者の生活再建や生活基盤回復に向け、抜本的な雇用対策、被災者生活再建支援制度、災害援護資金貸付制度及び被災市街地復興土地区画整理事業の拡充など支援策の充実強化を図ること。
- (3) 震災を受けた地域の観光交流施設等の復旧、被災地における水産業及び関連産業の復興、被災農地の復旧、地元企業や商店街の早期復旧等、地域産業の復旧・復興に対する支援措置の充実強化等を図ること。

- (4) 公共施設等の復旧・復興に向け、各種災害復旧補助制度に係る補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大を図るとともに、今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等に係る対象経費の拡大等を積極的に行うこと。
- (5) 被災自治体における生活保護、介護、医療について、被災地の実情に応じた十分な支援措置を講じることにより、被災者に対する社会保障の充実強化を図ること。
- (6) 災害救急医療の増加経費対策や必要な医師の確保、災害拠点病院整備等、被災地域の医療機関に対し万全の支援措置を講じること。
- (7) 地盤沈下によりその利用に支障が生じている地域に係る土地について、被災自治体が行う嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し全面的に財政支援措置を講じること。

2 原子力発電所事故災害への対応

- (1) 産業振興を更に確実なものとするため、風評被害対策への取組を強化し、風評被害の速やかな終息に努めるとともに、農水畜産物等に対する放射性物質対策や生産者への支援等の拡充を図ること。
- (2) 復旧・復興の加速に向けた諸課題の解決のため、必要な財源を十分に確保するとともに、各種支援措置の充実強化を図ること。
- (3) 被災自治体除染実施計画を確実に推進するため、除染対策事業交付金の財源を十分に確保するとともに、除染作業の更なる加速化を図るための万全の措置を講じること。
- (4) 一時保管や仮置場の除染土壌等を早急に搬出できるよう、中間貯蔵施設の整備を強力に推進するとともに、仮置場等の確保について国有地の提供や財政措置を講じるなど国が主体的かつ積極的に取り組むこと。
- (5) 汚染水対策をはじめとする廃炉に向けた取組について、確実な安全対策を講じた上で万全な作業に取り組み、住民に対し迅速で分かりやすい情報提供を行うとともに、福島県内の原子力

発電所全基廃炉に向けた取組を推進するよう、東京電力ホールディングス株式会社に対し引き続き強く求めること。

- (6) 健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制の構築を図るとともに、その費用について全額国庫負担を継続すること。
- (7) 被災地域の復興・再生のために極めて重要な鉄道や道路交通網等のインフラの整備について、整備促進を図るなど必要な措置を講じること。
- (8) 原子力発電所事故の発生に伴う損害について、風評被害も含め適切で迅速な賠償が行われるよう、国の責任において万全の対策を講じること。
- (9) 避難指示区域等への支援について、避難者の帰還に向けた生活の再建や心のケア等に必要な支援を行うとともに、地域の復興・再生に向けた取組に対し十分な支援を行うこと。

地方議会議員の厚生年金への加入について

地方創生が我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にある。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現すること。